

## 求釈明書 (その一)

弁護団から提出されている求釈明書に釈明する前に、この求釈書に釈明せよ。……仮装被告(団)

全被告に対する起訴状朗読が終了した後で(註)、次の通り釈明を要求する。

(註) 〈私〉は、人定質問を終了しておらず、起訴状が朗読される声も

聞いていないので、起訴状朗読は終了していないと考えている。

もし、そうでないとすれば、その根拠を示せ。

- 一、起訴状を作成した人間が、四五・五・二三付のものと、四五・十一・七付のもので変わっているのはなぜか。同じように被告も変わってよいか。
- 二、起訴状が、いくつかの雑誌、パンフレット、新聞などに、「国家の作品」とか「危険な思想」という題名で掲載されているのを、どのように評価・判断するか。
- 三、起訴状にある罪名は、建造物侵入、威力業務妨害、器物破損でよいか。もっと別の罪はないか。
- 四、起訴状全体の表現は不正確かつ、こっけいであるが、最も特徴的な例を上げておく。〃〃〃の字形十二個、とは何のことか。
- 五、起訴状の記述に関して疑問を抱く人間が、法廷で一人ずつ発言していく場合それらの全ての疑問にこたえることができるか。もし、できないとすれば、その理由を示せ。
- 六、……

一九七一年三月十日

松下 昇

神戸地方裁判所第二十一号法廷に

集まる全ての人のたちへ